

2023

ライブラリー

目 次

私のおすすめ本・・・・・・・・・・・・・・・・村田昌平・・・・ 1

私が出会った大学図書館・・・・・・・・・・・・山口真紀・・・・ 4

スペイン風邪とコロナ感染症・・・・・・・・・・・・脇本利樹・・・・ 6

私のおすすめ本

村田昌平 教授

(租税法)

『グローバル・タックス 国境を超える課税権力』 諸富徹著

岩波書店 2020年

本書は200ページ程度の新書ですが、近年「経済のグローバル化、デジタル化」が租税の分野にもたらした影響や、各国政府をはじめとする国際社会のそれへの対応策、今後の展望などが、コンパクトにかつわかりやすくまとめられています。

多国籍企業の租税回避スキームや、フランスなど各国の個別対応としてのデジタル課税案、国際課税ルールの見直しとしてのOECD提案など、その背景、原因なども含め、簡略すぎず、かといって専門的にもなりすぎず、程よい加減で紹介されており、読み物としても面白いのですが、本書を一読することで、今一度「税」とはなんだろうかということを考えてもらえるきっかけになればとも期待しています。

本書にもありますが、「税を論じることは、国家のあり方を論じること」です。「国家主権がいまだに1645年のウェストファリア条約以来の国民国家の枠組みに留まっている」との指摘は、表現はやや刺激的ですが、多国籍企業に限らず、ヒト・モノ・カネが容易に「国境」を越えて移動し、その行動領域と「国家」との地理的結びつきが流動化する中（やや言い過ぎの感もありますが）、「国家」とは何か、その役割は、ひいてはその活動財源としての「税」を誰が負担すべきか（「移動」できるものとできないものが存在することも念頭におきつつ）、などなど、いろいろなことを考えさせられます。

コロナ感染症の世界的な蔓延、気候・環境問題など、個々の「国家」を超え「国際社会」として共通した対応が求められる課題が山積する中、「国際公共財」とその調達財源としての「グローバル・タックス」の必要性、あるいは、いわゆるトービン税（案）などに代表される課題対応のための政策税制としての「グローバル・タックス」の必要性、さらには、それらを実現するため課税権力が「国境を超える」必要性、といった指摘は説得的です。他方、多国籍企業をはじめとした税源浸食行為への対応策としての国際的合意に基づく国際課税ルールの見直しについては、「主権国家」との個別具体的な関係において「税を納めるべき」というその“べき”論がどのように展開していくのか興味があるところです。

国際課税ルールの見直しに関して、先に触れたOECDによる提案については、2021年秋に「包摂的枠組み」につき「国際合意」（（日本の）財務大臣談話では「歴史的合意」と表現

されています) が得られたところですが、最終的な実施 (特にいわゆる「第1の柱」について) までにはまだまだ紆余曲折が予想されます。本書を手引きとして、国際課税の分野における歴史的な転換点 (となるかもしれない) を見届けてもらえればと思います。

『新装版 法学入門』末弘厳太郎著

日本評論社 2018年

著者の末弘厳太郎 (「いづたろう」と読みます) 先生は大正から昭和初期にかけて活躍された法学者で、民法、労働法や法社会学がご専門です。題名どおり、これから法学を学ぶにあたっての心構えなどが軽妙な対話形式で書かれています。本書に収められている文章は、序文に昭和9 (1934) 年と書かれているとおり、約90年も前に書かれたものですが、その内容は、今読んでも、(若干、時代を感じさせる箇所もなくはありませんが) 示唆に富むものです。特に第一話「法律の学び方教え方」など、新米教員の筆者としては、強烈なダメだしを受けているようで、忸怩たる思いで読み進めたところです。

筆者は法学部出身ですが、大学入学前は、やはり、法学とは条文を暗記する (とまではいえないにせよ) という規定が設けられているかを覚えること、入学後も、せいぜい条文解釈にあたってどういう説があって、判例の立場はどうかを覚えること、といった程度の認識だったような気がします。それが、30数年、公務員として税務行政に携わった後、あらためてこの文章に触れると、事実を認定 (発見) し、適用されるべき法律を解釈し、結論を導き出す、いわゆる法的三段論法は、決して法律の知識を基にした機械的な作業ではなく、事実認定ひとつとってみても、取捨選択を含む能動的な行為であり、適用される法律の決定と、ある意味同時に行われるものである、といった指摘がより自然に理解できたように思えます。

経済学部のみなさんが法律科目を履修する目的はさまざまであり、若干言い訳じみですが、現行の法制度、規定の内容を知識として得ること自体も大いに有用だと思います (思いたい)。加えて、一度本書を手にとってもらえれば、法律というものが決して無機質なものではなく、ある意味人間臭く、また、面倒くさくも面白いものであると、より興味をもってもらえるのではないかと思います。

筆者自己紹介

村田 昌平 (むらた しょうへい)

2023年4月に日本大学経済学部に着任しました。租税法を担当しています。元公務員で、国税庁、裁判所、時には大学など、様々な立場から租税法と向き合ってきました。お互いの主張がぶつかりあう税務争訟などが関心事項の一つです。

私が出会った大学図書館

山口真紀 専任講師

(日本語)

私は日大経済学部にて専任教員として着任する前に、非常勤の講師として複数の大学で働いていました。大学生の皆さんには想像できないかもしれませんが、「毎日違う大学に通う日常」はとても素敵なおもてなすものでした。キャンパスの様子、学生の様子、食堂のメニュー、購買部で売っている物、大学によってそれぞれに違いがあります。中でも大学の図書館に立ち寄ることは、私の楽しみのひとつでした。どの図書館にもそれぞれに思い出がありますが、ここではその中から3つの図書館をご紹介します。

東京工業大学大岡山キャンパスには、その独特な形から「チーズケーキ」と呼ばれる図書館があります。2011年に完成したこの図書館は、そのモダンなデザインでグッドデザイン賞を受賞しています。美しい光がさんさんと入り込む館内は、窮屈な感じが全くなく、何時間でもいられます。どの机にも電源があり、PC作業ものびのびとできます。もはやスターバックスに行く必要はありません。以前、オランダから来た留学生にここを案内した時、「ここはデルフト工科大学(オランダの理系大学)と同じ空気だ!」と言っていました。文系出身の私には、今ひとつこの感覚がわかりませんが、確かに「他の図書館と明らかに違う何か」があります。世界に通じる(?)理系大学の空気がここで体験できます。

博士論文を執筆していたときに、最もお世話になったのが、青山学院大学相模原キャンパスの図書館です。正式名称は万代記念図書館と言います。私の専門は、留学生を対象とした日本語教育ですが、第二言語習得、翻訳理論、日本文学、言語学など、他分野にわたる研究をしています。研究で困った時、ここに行けばどんな本でもありました。雑誌や気軽に読める洋書も充実しています。しなければならないことがある時に限って無性に他のことがしたくなるのは人間の性ですね。研究書を読まなければならないのに、これらの本がいつも私を呼んでいて、パラパラ読み初めて気がついたら時間が経っていたということがよくありました。美しい芝生と教会が図書館の1階席の窓から見え、「ここは外国?!」と錯覚してしまいます。クリスマスの時期にはライトアップされたキャンパスが更に美しくなります。

東京大学の本郷キャンパスには、各学部や研究所の図書室を合わせると18個も図書館があるのをみなさんにご存じですか。中でも最も有名なのは総合図書館で、蔵書数は130万

冊、140年あまりの歴史を持つ図書館です。一步入れればそこは別世界。赤い絨毯が敷かれた大階段が有名ですが、その周辺の大理石にアンモナイトの化石が入っていると知ったときは驚きました。館内には『レ・ミゼラブル』の作者として有名なビクトル・ユゴーの胸像や作曲家ショパンの手の石膏型などがあり、まるで美術館のようです。天井や壁の装飾やシャンデリアなど見所いっぱい、ただ階段を上っているだけでも楽しいものでした。ただそこにいてだけで贅沢な気持ちになれる図書館です。

学生のみなさんは、どのぐらいの時間を図書館で過ごすのでしょうか。これを読んで、みなさんは私が相当長い時間を図書館で過ごしていたと思ったかもしれません。ですが、それは違います。特別な場合を除いて、一回の滞在時間は毎回10分～20分程度、長くて1時間程度でした。当時は子供がまだ保育園で、大学の授業を終えたら残務をこなし、帰宅するという余裕のない生活でした。授業後のほんの短いひとときに研究のために立ち寄り場所、それが図書館でした。時間に追われ、図書館に向かうためにキャンパス内を爆走することもよくありました。ですが、その10分が私を別世界へ誘ってくれました。図書館とは不思議な場所です。そこに一步入った瞬間から「自分のためだけの静かで特別な時間」が始まります。10分でも20分でもいいのです。大学生の特権、大学図書館という大学の中の別世界を、みなさんもぜひ楽しんでください。

筆者自己紹介

山口 真紀（やまぐち まき）

2023年に経済学部に着任し、留学生対象の日本語の授業を担当しています。専門は日本語教育学、第二言語習得です。今まで、交換留学生、学部・大学院留学生、外国人研究員などさまざまな方に日本語を教えてきました。留学生の皆さんと日本語を通して交流するひときは私にとって幸せで大切な時間です。

スペイン風邪とコロナ感染症

脇本利紀 教授
(租税法)

『史上最悪のインフルエンザ』アルフレッド・W・クロスビー著

みすず書房 2009年

私の祖父、砂本昇（明治31年（1898年）生まれ）は、祖父の父、つまり私の曾祖父の善次郎が日露戦争で戦死したため、高等小学校卒業後、雇員の身分で市役所に勤務しつつ独学で勉強して、当時の国家公務員採用試験（判任官採用と記憶しています。現在の一般職（高卒者）に相当するものでしょうか？）に合格し、旧大蔵省専売局の地方支分局で勤務をしていたという人で、戦前の片田舎では珍しい「給与所得者」でした。当時は「月給取り」とも呼ばれていたようですが、公務員という仕事の性格からか、あるいは京阪神の都市部にも住んでいたことがあったためか、社会での出来事に対する関心が比較的高く、私が小学生のころ、戦前、戦中の昔話をいろいろ聞かせてくれました。その中で私の印象に残っている一つが「スペイン風邪」の流行についてです。というのは風邪で人々がバタバタと死んでいったと聞いても正直よく理解できず、どうして風邪で死んだりするのか、病院に行って注射すれば治るのに、と思ったことを今でも覚えています。ちなみに当時は皆保険制度がとられていませんので医師の診察を受ける金銭的なハードルが極めて高かったこと、スペイン風邪はインフルエンザであったこと、そしてウィルスには抗生剤が効かないこと、そもそも当時、抗生剤は存在していなかったこと、などを理解したのはずいぶん後になってからであったと思います。

さて、2004年、スペイン風邪についての浩瀚な本書が刊行された際に手にしたのは、おそらく祖父の話が頭のどこかに残っていたからだと思います。本書は歴史家による400頁を超えるものですが、非常に読みやすく一気に読了することができました。特に印象に残ったことは、スペイン風邪が発生したのはアメリカ合衆国であったこと、第1次世界大戦に参戦する米軍兵士の移動に伴って我が国も含めて世界的に流行したこと、参戦している諸国は情報統制を行っていたところ中立国であったスペインがこのパンデミックを報道したためスペインで発生したものを誤解されたこと（今でも「スペイン風邪」といわれています）、時のウィルソン米国大統領が罹患し、パリ講和会議で十分なリーダーシップを発揮できず、対独報復的な戦後処理が行われてしまったことといった世界史の教科書には出てこなかったことでした。

さて、読了後、本書を読み返すこともなく、実家の本棚に眠っていたのですが、2019年末以降のコロナウィルスによるパンデミックの中、不意に思い出し、再度、読みかえしたところ、大変驚いたのは、本書で指摘されている当時の感染症対策に関する記述は、私の記憶

に残ることなく忘却していたことでした。当時は WHO もアメリカの CDC も日本の国立感染症研究所もない時代でしたし、その後の医学の進歩を考えると、今日、スペイン風邪のような地球規模でのパンデミックは起こるはずがないと無意識のうちに思い込んでいたのかもしれない。歴史上の黒死病や天然痘の流行のように臨場感を持つことなく、いわば過去の出来事として本書に向き合っていたのでしょう。

しかし 20 世紀の初頭におけるスペイン風邪に対する公衆衛生上の措置、例えば、都市の封鎖による市民生活への影響、移動制限の是非、医療機関をはじめとする公共サービスの混乱、閉鎖された船上での惨状、追いつかない埋葬、マスクを巡る論争、病原体は何かを巡る右往左往、ワクチンの開発、根拠のない治療法の流布などは、コロナ感染症のパンデミックを前に繰り広げられた出来事とまったくといっていいほど類似しており、一種の既視感と驚きをもって本書を再読しました。

本書は、2004 年の刊行後、新装版が発売されるも品切れとなり、コロナ感染症のパンデミックを機に再版されたという経緯をたどります。そしてコロナ感染症が 5 類に移行した今日、この本を書店で見かけることも少なくなりました。この本の最も重要なメッセージは当時、何が起きたかという事実と評価に加え、第 15 章の結びに言及されている人々の記憶の不思議さ、つまりスペイン風邪に係る記憶がなぜか忘れ去られてしまったということではないでしょうか。正直、コロナ感染症についても同様なことが言えるようにも感じますし、実際、そのようになっているとも思えます。

スペイン風邪のパンデミックについて我が国には、当時の内務省衛生局が中央・地方の行政機関がどのように対応したかなどを編集した大正 10 年の報告書があり、この報告書は、「[流行性感冒 「スペイン風邪」大流行の記録](#)」として出版されています(平凡社東洋文庫、2008 年)。また、同書を現代語訳したものも出版されています(平凡社東洋文庫、2021 年)。少なくとも同時代に何があったのかを記録しておくことが、将来の備えになるのかもしれませんが。

バブル経済の生成はバブル経済についての記憶が薄れたところにやってくるとどこかで読んだ記憶があります。経済学や法律学といった学問も含めて、科学が進歩しても、解決されない問題はありうるという謙虚な気持ちを持つことが大切なのかもしれません。

筆者自己紹介

脇本 利紀 (わきもと としき)

1984 年から 2020 年まで国税庁等で勤務し、2020 年 9 月より本学部で租税法を担当しています。国税庁等に在任中は様々な個別事案にも接する機会もあり、税についてはいろいろ考える機会が多かったと思います。皆さんには租税法の基礎をしっかりと習得していただき、将来、適正な申告・納税を行うのはもとより、あるべき税制についても考えてほしいと思います。

